

宮若市下水道排水設備技術基準

第1章 総 則

1. 目 的

この基準は、宮若市公共下水道排水設備施設（水洗便所を含む）の設計及び施工についての技術上の基準を示すとともに、これらの工事の設計審査及び完成検査の適正な施行を図ることを目的とする。

2. 排水設備工事の範囲

排水設備とは、土地及び建物から排出される下水を下水道に流入させるために必要な排水管渠その他の排水施設（し尿浄化槽、合併浄化槽を除く）を新設、増設、改造及び修繕する工事をいう。

3. 用語の定義

この基準に用いる用語の意義は、次に定めるところによる。

公共汚水柵：汚水を下水道に流入させるために宅地内の排水管渠の最下流のますで宅地内又は道路上に市で設ける柵をいう。

管 径：原則としてJ I S又はSHASEの公称内径（呼び径）をいう。

ト ラ ッ プ：衛生器具内に内蔵するか、又はそれらの付属品若しくは、排水系統中の装置として、その内部に封水を持ち、排水の流れに支障を与えることなく、同時に排水管内の空気が排水口から逆上昇してくるのを阻止できるものをいう。

器具トラップ：各種衛生器具に適応した形状及び構造をもった付属トラップをいう。

封 水：排水管、下水管等からの臭気、下水ガス、衛生害虫などが室内に侵入するのを阻止するため、トラップ内に保持する水をいう。

封 水 深：トラップ下流あふれ部の下流内面（ウェア）とトラップ底部の内面（ディップ）間の垂直距離をいう。

排 便 管：便器から第1柵までの管をいう。

洗 浄 装 置：便器を洗浄するためのタンク類、洗浄管等の総称をいう。

器具排水単位：洗面器の最大時排水量を28.5ℓ/minとしてこれを器具排水単位1と定めこの基準で各種数値を定めたもの。

掃 除 口：柵を設置することが困難な場合に、管の点検及び掃除のため設けるもの。

第2章 使用材料

1. 使用材料の規制

排水設備工事に使用する材料はすべて次に定めるものとする。

① 衛生陶器

J I S - A 5 2 0 7 表示許可工場の製品とし、滑らかで、かつ不浸透表面を有し、常に清潔に保つことができるもの。

② 洗浄装置

洗浄装置は不浸透性かつ、堅ろうで繰り返し使用に耐えるもの。

③ 給水装置

給水工事材料は J I S (日本工業規格), J W W A (日本水道協会規格), J S W A S (日本下水道協会規格), S H A S E (空気調和・衛生工学会規格, A S (硬質塩化ビニル管・継手協会) 規格品であること。

④ 排水管渠

排水管渠の材料は、耐圧、耐水、耐久性のもので次に掲げるもの。

硬質塩化ビニル管 : J I S K 6 7 4 1 一般管及び薄肉管

S H A S E 2 0 7 配管用継手

コンクリート管 : J I S A 5 3 0 2 鉄筋コンクリート管

J I S A 5 3 0 3 遠心力鉄筋コンクリート管

鋼 管 : J I S G 3 4 5 2 配管用炭素鋼管

J I S B 2 3 0 3 ねじ込み形排水管継手

鑄 鉄 管 : J I S G 5 5 2 5 排水用鑄鉄管

鉛 管 : S H A S E 2 0 3 排水通気管及び洗浄鉛管

J I S H 4 3 1 1 鉛管

陶 管 : J I S R 1 2 0 1 普陶管 (直 管)

J I S R 1 2 0 2 // (異形管)

⑤ 汚水枿

原則として円形のプラスチック製及び鉄筋コンクリート製とし、密閉ふたとする。

⑥ その他の材料

市が承認したもの。

第 3 章 設 計

1. 事前調査

排水設備工事の設計に際しては、次の事項について事前に調査確認する。

- ① 施行場所が処理区域内かの確認。
- ② 雨水側溝の有無・宅内の雨水排水が可能かどうかの確認。
- ③ 公共枿の有無・下水道本管及び公共枿の深さ、その他宅地内既設排水管渠の状況 (勾配、配管の良否、水洗便所の排水管として耐えうるか等)
- ④ 所有権又は管理権などの権利関係の調査及び同意等の確認を特に入念に行う。
(ア) 他人所有の土地に排水設備を設ける場合

- (イ) 他人が設置した排水設備に接続する場合
- (ウ) 他人所有の建物に排水設備を設置する場合
- ⑤ 事業所等については、次の事項について調査する。
 - (ア) 事業所の事業の内容と排水の水質の概要
 - (イ) 1日当りの予定排水量
 - (ウ) 特定施設・除害施設の有無等

2. 排水方式

- ① 排水方式は原則として自然流下方式とする。ただし、下水本管より低所の排水は汚水排水槽を設けて排水ポンプにより排水する。
- ② 汚水と雨水を完全に分離し汚水は汚水本管に雨水はU型側溝等の雨水排除施設にそれぞれ放流する。
- ③ アパートなどのベランダ排水（洗濯機等を設置する場合）及び高架水槽、受水槽のオーバーフロー水などは汚水として扱う。又は、屋外に設けられる洗濯場（周囲からの雨水の混入がないもの）などの排水も同様とする。
- ④ その他排水方式の取扱いについて疑義を生じた場合は、本市係員と協議を行い、その指示に従うこと。
- ⑤ 汚水すべてを公共下水道へ接続することを原則とする。

3. 設計図面の作成

- ① 設置見取図
設置場所見取図は住所地番のほか公共施設等わかりやすい目標を記し、できるだけ簡単に書くこと。住宅地図等を貼付けてもよい。
- ② 平面図
平面図（1/300以上）はスケッチをもとにして作成すること。平面図には各排水器具の位置、枳の種類（汚水枳、トラップ枳等）、枳間距離（枳の中心から中心まで）、勾配、枳番号、排水管種・管径、流下方向、敷地境界線、公共枳及び下水道の位置等を記入する。なお2階以上の建物においては配管立面図又は各階平面図を作成すること。ただし、一般家屋の場合は立管の位置及び器具個数の記入のみでよい。
- ③ 縦断面図
基準線、地盤、管底、枳深、管径、勾配、枳間距離（枳の中心から中心まで）を記入する。縮尺は横を平面図に準じ、縦は1/50以上とする。
- ④ 構造詳細図
現場打ち枳、トラップ枳、その他規格外のものを設置しようとするときは構造詳細図を書くこと。

4. 排水管渠

- ① 材料及び構造
排水管渠の選定は、汚水の水質、水量、布設場所の状態、載荷条件などを考慮

して決定する。

排水管の構造は、原則として暗渠とするが、雨水のみ排除とするときは開渠とすることができる。

② 管径

(ア) 管径は、宮若市下水道条例第7条第3号の定めるところにより表3-2のとおりとする。

表3-2 排水人口別管径

排水人口 (単位：人)	管径 (単位：mm)
150 未満	100 以上
150 以上 300 未満	125 以上
300 以上 500 未満	150 以上
500 以上	200 以上

ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

(イ) 屋内管渠の管径は、接続される器具排水単位数等により合理的に定めなければならない。表3-3及び表3-4を参照のこと。

表3-3 器具排水単位に対する排水管径

管径 (mm)	許容し得る最大排水器具単位数						
	屋内排水横主管 排水管の勾配			排水横枝管	枝管間隔 2 以内の 立管	枝管間隔 3 以上の立管	
	1/100	1/50	1/25			1 枝管間隔 毎	1 立管に つき
50		8	14	7	6	6	24
65		21	26	13	16	10	49
75	○29	○32	○43	●24	○34	14	70
100	216	260	300	192	300	100	600

○：大便器 2 個以内 ●：大便器 1 個以内

- (1) 大便器には 75mm 以上の横枝管を接続してはならない。ただし、普通には排水管の最小限度は 100mm とされている。
- (2) 立管の管径は表 3-3 より決定した管径であっても、横管中の最大管径より小さくしないこと。
- (3) 表 3-4 は個人専用又は一般家庭で使用される状態の単位数であるから、公共用等同時使用率の高い使用状態の器具は表 3-4 の器具単位数を 2 倍にして計算し、表 3-3 を適用する。
- (4) 表 3-4 は洗面器の排水量 28.5ℓ/min を排水器具単位数 1 とし、他の排水量

をその倍数で表したもので、これらの排水器具単位数に基づいて排水管の管径を決定するものとする。

表 3-4 各種排水器具による排水単位数

排水器具	符号	付属トラップの径 (mm)	器具単位数	排水器具	符号	付属トラップの径 (mm)	器具単位数
洗面器又は手洗い	LaV	25	1	シャワーバス	S	38	2
〃	〃	32	2	浴室組合せ器具	B.G		8
小型手洗い器	W.B	25	1/2	洗濯流し	L.T	38	2
料理流し	K.S	38	2	掃除流し	S.S		3
〃	〃	51	4	大便器	W.C		6
配膳流し	P.S	38	2	小便器	U		3
〃	〃	51	4	ビデ	B		2
浴槽	B.T	38	2	床排水	F.D		1
〃	〃	51	4	水飲器	E		1/2
組合せ流し	C.F	38	2	汚水流し	—		5

③ 勾配及び流速

排水管の大きさと勾配の管径は、表 3-5 を基本とする。

表 3-5 管径と勾配

排水管の内径	勾配
100mm	2/100 以上
125mm	1.7/100 以上
150mm	1.5/100 以上
200mm	1.2/100 以上

管渠の管内流速は 0.6~1.5m/秒の範囲とする。ただし、やむを得ない場合は、最大流速 3.0m/秒とすることとし、管渠の勾配を 1/100 以上とする。

④ 土被り厚

排水管の土被りは宅地内では 200mm 以上、私道内は 450mm 以上とする。ただし、上記基準によりがたい場合には管を損傷しないように防護の措置を施すこと。

5. 柵及び掃除口

① 柵の位置は、次の箇所に設けるものとする。

- (ア) 管の起点・終点・合流点及び屈曲点に設ける。
- (イ) 管の内径・管種及び勾配が変わる箇所に設ける。
- (ウ) 排水管の延長がその管径の 120 倍を超えない範囲内で維持管理上適切な箇所。
- (エ) 新設管と既設管との接続箇所で流水や維持管理に支障をきたす恐れがある箇所。

② 枳の構造

(ア) 枳は原則として円形の硬質塩化ビニル製、その他これらに類する材質のものとする。

(イ) 枳の内径は原則として 150mm 以上とする。

枳が深くなる箇所・排水の会合箇所が多くなり強度的に、円滑な排水に支障をきたす箇所については、枳のサイズを大きくすることが望ましい。

(ウ) 塩ビ製の枳は上下流なめらかなインバート構造とし、便所からの汚水枳の落差は 3cm 程度がのぞましい。コンクリート製枳の上流側管底と下流側管底との間には原則として 2cm 程度の落差を設ける。便所からの汚水枳の落差は 5cm 程度が望ましい。

(エ) 蓋はレジンコンクリート製、鋳鉄製、又は塩ビ製の密閉蓋を用いる。なお、プラスチック製汚水枳はその付属する荷重に対応した蓋を用いる。

③ 掃除口

汚水枳を設け難いときは、掃除口を設けなければならない。

6. 防臭装置

水洗便所、浴場、流し等汚水の流出箇所には、すべて器具トラップを取付けなければならない。

① トラップの構造

(ア) 排水管内の臭気、衛生害虫等の移動を有効に阻止する構造とする。(封水が破られにくい構造であること。)

(イ) 汚水に含まれる汚物等が付着し又は沈殿しない構造とする。(自己洗浄作用を有すること。)

(ウ) 封水深は 5cm 以上 10cm 以下とし、封水を失いにくい構造とする。

(エ) 器具トラップは、封水部の点検が容易で、かつ清掃がしやすい箇所に十分な大きさのねじ込み掃除口のあるものでなければならない。ただし、器具と一体的につくられたトラップ、又は器具と組み合わせたトラップで、点検又は清掃のためにトラップの一部が容易に取り外せる場合はこの限りではない。

(オ) 器具の排水口からトラップウェア（あふれ面下端）までの垂直距離は、60cm を超えてはならない。

表 3-6 器具のトラップの口径

器 具	トラップの最小口径(mm)	器 具	トラップの最小口径(mm)
大便器**	75	浴槽（洋風）	40
小便器（小型）**	40	ビデ	30
小便器（大型）**	50	調理流し*	40
洗面器（小・中・大）	30	掃除流し	65
手洗い器	25	洗濯流し	40

手術用手洗い器	30	連動流し	40
洗髪器	30	汚物流し**	75~100
水飲み器	30	実験流し	40
浴槽（和風）*	30		

注) *住宅用のもの

(SHASE—S206—2009)

**トラップの最小口径は、最小排水接続管径を示したものである。

② 二重トラップ

トラップは、他のトラップの封水防護と汚水を円滑に流下させる目的から、二重トラップとしないこと。

③ 床排水トラップ

床排水トラップには取り外しのできるストレーナーを設けなければならない。ストレーナーの目幅は直径 8mm の球が通過しない大きさとする。

④ 2号トラップ

器具トラップによりがたい場合には2号トラップを設けること。

7. 通気管

施行規則第9条第7項に定めるほか次のおそれがあるときは通気管をもうけなければならない。

- ① トラップの封水が、サイホン作用又は逆圧によって破られる恐れがあると認められるとき。
- ② 排水管に臭気、有毒ガスが滞留する恐れがあるとき。

8. 阻集器

油脂、ガソリン、土砂、その他下水道施設の機能を著しく妨げ、又は排水管を損傷する恐れのある物質あるいは危険な物質を含む下水を公共下水道に排水する場合は、阻集器を設けなければならない。

① グリース阻集器

営業用調理場等からの汚水中に含まれている油脂類を阻臭器の中で冷却し、凝固させて除去し、排水管中に流入して管を詰まらせるのを防止する。

② オイル阻集器

給油所等ガソリン、油類の流出する箇所に設け、ガソリン、油類を阻臭器の水面に浮かべて除去し、排水管中に流入して悪臭や爆発事故の発生を防止する。

③ サンド阻集器及びセメント阻集器

排水中に泥、砂、セメントなどを多量に含むときに設けて固形物を分離する。泥だめの深さを 150mm 以上とする。

④ ヘア阻集器

理髪店、美容院等の洗面、洗髪器に取付けて、毛髪が排水中に流入するのを阻止する。また、プールや公衆浴槽には大型のものを設置する。

⑤ ランドリー阻集器

営業用洗濯機からの汚水中に含まれる糸くず、布くず、ボタン等を有効に分離するのに設ける。中には取り外し可能なバスケット形スクリーンを設ける。

⑥ プラスタ阻集器

外科ギブス室や歯科技工室からの汚水中に含まれるプラスタ、貴金属等の不溶性物質を分離するのに設ける。プラスタが排水管中に流入すると、管壁に付着凝固して容易に取れなくなる。

⑦ ディスポーザー

食品くず処理機は、下水道の維持管理上次のような影響を与えるため設置してはならない。

(ア) 野菜くず等が下水道管渠内に堆積腐敗し、悪臭、管渠閉塞の原因となる。

(イ) 下水処理場が過負荷となり、汚泥発生量が増大する。

(ウ) 汚水排水槽へ流入する場合には、腐敗発酵が促進され悪臭が強くなる。

(エ) 野菜くずを排水するため大量の水を必要とし、汚水量が増大する。

9. 水洗便所

水洗便所に設置する便器及び付属器具は、洗浄、排水、封水等の機能を保持したものとす。

① 大便器及び付属装置

(ア) 大便器

大便器は、トラップを有し強い吸引力で汚水を排除できるものとする。

(イ) 洗浄装置

大便器の洗浄装置は、フラッシュバルブ式、ロータンク式、ハイタンク式とし、使用水量は1回につき10ℓ以下のものとする。洗浄管は表3-7のとおりとする。

表 3-7 洗浄方式の比較

	フラッシュバルブ式	ロータンク式	ハイタンク式
給水圧力と管径	0.07Mpa 以上の水圧を必要とする。給水管径は25mm 以上とする。	給水管径は13mm でありが据付位置が低く圧力が小さいので洗浄管径は38mm 位必要。	ハイタンクに給水できる圧力であればよい。給水管径は13mm、洗浄管径は32mm とする。
据付位置	便器に近い低い位置に設ける	タンク底部は床上50cm 又はそれ以下になる。	床上約1.8m 以上に設ける
使用面積	小	大	中
構造	複雑	簡単	簡単
修理	やや困難	簡単	やや困難
据付工事	容易	容易	やや困難(高い)
騒音	やや大	小	やや大
連続使用	可	不可	不可

(ウ) トラップ

大便器は、原則としてトラップ付を用いる。特に便槽埋立跡等沈下のおそれがある場合には、トラップ別の大便器を使用してはならない。トラップの内径は75mm以上とする。

② 小便器及び洗浄装置

小便器は1回につき3ℓ以上の水を流出でき、小便器の内壁全体を洗い流すような構造とする。

③ 排便管

便器からの排便管の管径は大便秘器では75mm以上、小便器は40mm以上とする。

④ 第1 桝の設備

大便器の壁から3m以内の所には内径150mm以上の小口径汚水桝を設けなければならない。

第4章 施 工

1. 排水管

① 測量遣り方

排水管の布設は遣り方を設け規定の勾配を正確に測量し水系を張って排水管を布設すること。

② 掘削

(ア) 掘削は、所定の深さに不陸のないように直線状に丁寧に掘削する。

(イ) 掘削幅は、管径及び掘削深さに応じたものとし、その最小幅は30cmを標準とする。

(ウ) 掘削箇所の土質、深さ及び作業現場の状況により、必要に応じて土留めを施さなければならない。

③ 排水管の基礎

(ア) 掘削底面は、掘り過ぎ、こね返しがないように、管の勾配に合わせて仕上げる。

(イ) 地盤が軟弱な場合は、砂利等で置き換え目潰しを施して蛸等で十分突き固め基面には隙間充填の砂を入れる等の方法により、不等沈下を防ぐ措置をする。

(ウ) 原則として排水管の管下5cmを砂又は碎石チップ基礎とする。

④ 排水管の布設

排水管は、遣り方にあわせて受口を上流に向け、管の中心線、勾配を正確に保ち下流から上流に向かって布設する。

(ア) 接着接合

受口内面及び差し口外面をきれいに拭き、受口内面、差し口外面の順で接着

剤をはけで薄く均等に塗布する。接着剤塗布後は、速やかに差し口を受口に挿入する。差し込みは、てこ棒及び挿入機を使用する。

(イ) ゴム輪接合及圧縮ジョイント接合

受口及び差し口をきれいに拭い、ゴム輪が所定の位置におさまっていることを確認して、ゴム輪及び差し口に指定された滑材を均一に塗り、差し込みは原則として挿入機を用いる。

(ウ) モルタル接合

接合用のモルタルは所定の配合とし、練ったモルタルも手で握り締めたとき、ようやくその形態を保つ程度の硬練りとする。管の接合部は接合前に必ず泥、土等を除去、清掃し、受口と差し口を密着させたいうで、モルタルを十分に充填する。なお、管内にはみ出したモルタルは速やかに取り除く。

⑤ 埋め戻し

(ア) 管の布設後は接合部の硬化をまって良質土をもって厚さ 20cm 毎に入念に付き固めながら埋め戻す。この場合布設した管が動かないよう十分注意しなければならない。

⑥ 排水管の保護

(ア) 排水管の露出はできるだけ避け、やむを得ず露出配管するときは、露出部分の損傷や凍結を防ぐために必要な防護策をこうじること。

(イ) 露出した排水管は、水撃作用又は外力による振動、変位等を防止するため支持金具を用い堅固に固定しなければならない。

(ウ) 敷地上の制約により、やむを得ず構築物等を貫通する排水管には、貫通部分にスリーブを設ける等管の損傷防止のための措置を講じる。

2. 枿

① 枿の施工

(ア) 枿は地下水が浸透し又は汚水が漏水しないよう水密性に留意し特に枿と管の接合部は入念に施工すること。

(イ) 枿に接合する管は枿の内側に、はみ出さないように差し入れ、接合箇所及び枿のブロック目地は漏水のないように十分接着するなど注意すること。

(ウ) 枿の内部に水道管、ガス管等他の埋設管を抱き込んで施工してはならない。

(エ) 車輛等の荷重がかかる箇所では強固な構造とする。

② インバート

(ア) 汚水枿のインバートは半円形とし、表面は滑らかに仕上げ、インバートの肩は汚物がたい積しないよう、また水切りをよくするため適切な勾配を設ける。

(イ) 2階等高い所から流下して合流するインバートの対面肩は十分高くし汚水が打ち上がらないようにしなければならない。

3. 水洗便所

① 便槽及び浄化槽処理

- (ア) 汲取り便所及び浄化槽の改造にあたっては、し尿を完全に汲取った後、便槽内を消毒、清掃したのち原則撤去しなければならないが、できない場合は、各槽の底部に 10cm 以上の孔を数箇所あけるか又は底を割るか破壊し浸透水が便槽内に滞留しないようにする。なお、汚泥及び清掃の廃水を公共桟に流してはならない。
- (イ) 便槽及び浄化槽の埋め立ては良質の砂、砕石砂等で埋め立てる。埋め立てるときは、20cm 毎によく締め固め将来沈下しないよう施工する。
- (ウ) 浄化槽を再利用して雨水を一時貯留し、雑排水用（庭の散水、防火用水等）その他に使用する場合は同様にし尿の汲取り、清掃、消毒を行うとともに、貯留槽としての新たな機能を保持するために次の事項に留意して改造等を行う。
- i. 浄化槽への流入・流出管で不要なものは撤去し、それぞれの管口を閉塞する。
 - ii. 浄化槽内部の仕切り板は底部に孔をあけ槽内の流入雨水の流通をよくし、腐敗等を防止する。
 - iii. 浄化槽本体が強化プラスチック製等の場合は、地下水位等により槽本体が浮上することがあるので、利用にあたっては注意する。また、維持管理については、貯留雨水の利用法に合った方法を選択する必要がある。

② 器具の据付

(ア) 器具の取付

便器の一部がコンクリート内に埋め込まれる場合には、コンクリート又はモルタルとの接触面にアスファルト等の緩和材を入れる。

便器は所定の位置に正しく堅固に据付け便器の排便口と排便管の中心を一致させるように排便管を埋設する。

(イ) 排便管の取付

便器と排便管の接続には、フランジを用いるかモルタルパテ等を受口上端に隙間なく詰め込む等漏水のおそれのないように注意しなければならない。

③ タンクの取付

タンクの取付けは水平かつ、繰り返し使用に耐えうるよう堅固に取付けなければならない。

④ 工事完了後の処理

工事完了後、タンク、便器、排便管内の砂、モルタル、ごみ等を丁寧に除去しなければならない。

第5章 除害施設

宮若市下水道条例第11条に定める基準に適合しない汚水を排出する者は、除害施設を設け必要な措置をしなければならない。

処理施設は、汚水の処理施設と除害施設とに区分される。汚水の処理施設は、特定事

業場の内、直罰規制を受ける事業場から排出される廃水を処理する施設である。

除害施設は、特定事業場以外の事業場に設置されるか、特定事業場にあつて、直罰規制を受けない事業場から排出される廃水を処理するための施設である。

いずれも処理するための施設という点では同じであるので、これらの施設を総称して「除害施設」という。

1. 水質規定と除害施設

① 下水道施設の機能を妨げ又は損傷するおそれのある下水を継続して排除する者に対し法第 12 条では政令 9 条で定める範囲に従い、条例で排除基準を定め除害施設の設置等（条例第 11 条）を義務づけることができるものとしている。定めるものは、温度、水素イオン濃度等 4 項目に係わる基準である。この規制は、終末処理場の設置の有無にかかわらず、公共下水道を使用するすべての者を対象とする。

② 公共下水道からの放流水の水質を確保するための規制として法第 12 条の 2 で規定している特定事業場を対象としたものと、法第 12 条の 11 の事業場を限定せずに条例で除害施設の設置等を義務づけて行うものがある。

特定事業場とは原則として水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に規定する特定施設及びダイオキシン類対策特別措置法第 12 条第 1 項第 6 号に規定する特定施設を設置している工場又は事業場である。なお、特定施設を設置する特定事業場のうち温泉を利用しない旅館業については、使用開始届出義務や水質測定義務を除き、下水の排除の制限は受けない。

(ア) 特定事業場からの下水排除の制限

i. 処理困難な項目に関する規制

法第 12 条の 2 第 1 項では、公共下水道を使用する特定事業場からの下水排除に係わる水質基準は、政令で定めるもので政令 9 条の 4 第 1 項における水質基準
健康項目 カドミウム等の 26 項目

環境項目 フェノール類と（銅、亜鉛、鉄、マンガン、クロム）の化合物
6 項目

ダイオキシン類

計 33 項目

健康項目及びダイオキシン類に係わる下水については、特定事業場から排除される下水量にかかわらず、水質基準に適合しない下水を排除してはならない。違反した場合、直ちに罰則が適用されるため「直罰制度」と呼ばれる。また、環境項目に係わる下水を排除する事業場で、1 日当りの平均的下水量 50m³ 以上の特定事業場が、水質基準に適合しない場合についても直罰制度の適用を受ける。

ii. 処理可能な項目に関する規制

法第 12 条の 2 第 3 項では、公共下水道管理者は政令 9 条の 5 第 1 項で定める基準に従い、条例（条例 11 条）で特定事業場の排除基準を定めることができると規定している。政令で定める条例の規制基準は、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒

素及び硝酸性窒素含有量等 7 項目であり、終末処理場で処理することが可能な項目である。

(イ) 条例で除害施設の設置を義務づけられるもの

法第 12 条の 11 第 1 項において、法第 12 条の 2 の適用を受けない特定事業場及び非特定事業場にうち、水質基準を超える下水を公共下水道に継続して排除する者に対して、条例で除害施設の設置等を義務づけることができと規定しており、この下水排除基準は、政令第 9 条の 8 の規定により、政令第 9 条の 4 第 1 項に定めるカドミウム等の 32 項目の数値となる。この際、ダイオキシン類対策特別措置法及び条例により公共下水道からの放流水についてダイオキシン類の規制がかかっている場合は、同様にダイオキシン類の基準が追加される。

また、政令第 9 条の 5 第 1 項の規定により、温度、アンモニア性窒素・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量等 8 項目より、当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められている場合は、当該項目について条例（条例 11 条）で数値を定めるものとしている。

2. 事前調査

除害施設の計画にあたっては、次の項目について調査を行う。

- (ア) 事業場の規模及び操業形態
- (イ) 廃水の発生量及び水質
- (ウ) 廃水量の低減及び水質改善
- (エ) 処理水の再利用及び有用物質の回収

3. 排水系統

廃水は、発生施設別又は作業工程別に発生量、水質を把握し、処理の要・不要、処理方法等によって排水系統を定める。

4. 処理方法

廃水の水質及び発生量により適切な処理方法を選定する。

5. 処理方式

廃水の処理方式は、原則として連続自動処理方式とする。

6. 除害施設の構造等

除害施設は、廃水の発生量及び水質に対し十分な容量、堅ろう性、耐久性、耐食性を有するものとする。

第6章 排水設備完了検査要領

検査区分	検査項目	検査内容
汚水樹	据付	<ol style="list-style-type: none"> 規格製品を使用しているか。又は承認を受けたか。 高さが路面と均一になっているか。 蓋と樹の安定はよいか。 樹の内径は適当であるか。 樹の深さは設計どおりか。
	インバート 仕上げ	<ol style="list-style-type: none"> 仕上げは円滑で強固にできており流水に支障はないか。 インバートの高さは適当か。 既製樹の場合不要なインバートは埋められているか。
	間隔	<ol style="list-style-type: none"> 基準で定められた位置及び間隔で設置されているか。
雨水の分離	分離状況	<ol style="list-style-type: none"> 雨水排水が汚水排水管に接続されていないか。
排水管	流水状況	<ol style="list-style-type: none"> 規格製品を使用しているか。 汚水樹との接続は適当か。 排水管の勾配は適当か。 排水管に曲がりの部分はないか。 管の土被りは適当か。 排水管の延長は設計どおりか。
タンク	水量	<ol style="list-style-type: none"> 1回の洗浄水量は適当か。
	据付	<ol style="list-style-type: none"> 資材は規格製品を使用しているか。又製品によじれ亀裂がないか。 建物にしっかりと固定されているか。 前後左右に傾きがなく正常に据付けられているか。 床面よりタンク下端までの高さは正常か。
	引き手	<ol style="list-style-type: none"> 引き手の機能は正常か。
洗浄管	据付	<ol style="list-style-type: none"> 垂直に据付けてあるか。 支持金具が規定どおり建物等にしっかりと固定されているか。 水漏れはないか。
大便器	据付	<ol style="list-style-type: none"> 資材は規格製品を使用しているか。 前後左右に傾きがないか。 据付け位置が使用上適当か。
小便器	据付	<ol style="list-style-type: none"> 資材は規格製品を使用しているか。 建物にしっかりと固定されているか。 便器の取付け位置、高さは適当か。
	トラップ 据付	<ol style="list-style-type: none"> トラップと便器の取付部がよく密着し、ずれていないか、またパテにより良くつめてあるか。 便器に対して垂直に取付けているか。 便器との取付部、排水管との取付部はよく固定されているか。
手洗器	据付	<ol style="list-style-type: none"> 建物にしっかりと固定されているか。 水洗と手洗器の位置は、正常に据付けられているか。
	トラップ 据付	<ol style="list-style-type: none"> 垂直に取付けているか。トラップの中間ネジは完全か。 手洗器及び排水管との取付は完全に密着しているか。
その他	床仕上げ	<ol style="list-style-type: none"> 床面仕上げは円滑にできているか。 床面の高さは適当か。(兼用の場合)
	給水管	<ol style="list-style-type: none"> 規格製品を使用しているか。 立上り部は、VLGP管を採用しているか。 露出配管には保温材を施しているか。
	便槽、浄化槽 処理	<ol style="list-style-type: none"> 撤去できない場合は、砂、碎石砂等で埋め戻し、将来沈下のないよう水締突固めで施工しているか。 汲取り口の閉鎖はできているか。
	防臭器	<ol style="list-style-type: none"> 取付けは適当か。 封水深は適当か。 二重トラップではないか。
	その他	<ol style="list-style-type: none"> 取壊し便器、コンクリート殻等は適正に処分されているか。 後片付けはきれいにされているか。